

5－2. 保全・活用方針

1) 自然環境の保全方針

台峯緑地では地形と水域環境を基盤とした多様な植生の群落構成により、また台峯緑地にしか見られない貴重な群落により特有の樹林地環境・景観が形作られ、そこに貴重種を含む多様な動物の生態系が形成されている。このため台峯緑地の自然環境の保全は植生と、水環境を保全していくことが基本である。

① 自然林、二次林、貴重な群落などからなる多様な樹林地構成を維持する

台峯緑地の植生は自然林であるヤブコウジ-スダジイ群落、二次林であるオニシバリ-コナラ群落、遷移途中の群落であるミズキ群落をはじめとして鎌倉市に残された数少ないハンノキ群落など 20 種類程度の多様な群落構成が、台峯緑地の自然を特徴づけ、四季による変化ある自然景観を形成し、多くの貴重種を含む多様な動物の存在など台峯緑地特有の生態系を構成する基本となっている。

しかし台峯緑地の植生は、特に林床部でのアズマネザサの繁殖による種多様度の低下による遷移の阻害や環境悪化、放置された薪炭林や植林地での生育状態、林床環境の悪化、貴重なハンノキ群落の育成などが課題となっているため、各群落の遷移の段階や方向性に応じた誘導を基本に、林床管理、立木密度の管理等の整備により樹林の健全度を保ち、大径木の育成によるフクロウの繁殖環境、昆虫類等の餌場環境の改善、水環境のコントロールによるハンノキ群落の維持育成等、台峯緑地の多様で価値ある樹林地構成を維持し、生態系の健全度、多様性の基本となる植生環境、自然景観を保全していく。

② 湧水、水路、湿地、池など多様な水環境を維持する

台峯の谷戸と倉久保の谷戸は、谷戸上部の源流から谷戸端部の倉久保川に至までの水の流れが、水路や湿地、ため池、小さな滝などの多様な姿を持ち、かつてこの水を利用して行われていた水田が放棄された後に湿生植物が繁茂するなど全体に多様な動植物の生育環境を育んでおり、景観的にも特徴的で多様な植生環境を形成することで台峯緑地を特徴づけている。

現在水量が低下している様子はないが、一部で洗掘が進んでいる。また、アズマネザサ群落等の藪に囲まれている部分も多く、一部水路が埋まりそうであったり、湿地への立ち入りによって荒らされる可能性がある場所など、特に湧水および源流部分周辺は倉久保の谷戸と台峯の谷戸の自然環境を保全する上での重要な場所であるため、立ち入り禁止などの措置も含めて保全策を行う。

また、台峯の谷戸のため池は良好な止水環境が保たれているが、貴重種を含む多くの動物の棲家となっており、動物の生息環境としての役割を確保するため利用者からの一定のバリエーションを持たせるなどの保護機能を整備し保全していく。

③ 荒地、草地、耕作放棄地などを適切な目標設定により誘導する

台峯緑地にはかつて水田や畑地であった場所が多く、耕作放棄後に荒れてクズやササの繁茂する自然度の低い状態になっており、周辺樹林地への悪影響も懸念される場所が見られる。また、現在耕作の続けられている農地についても都市公園として公有地化した後の土地利用が課題となる。

これらについては、樹林に遷移させる場所、耕作を続ける条件にある場所、利用拠点として活用する場所等、場所毎の適性に合わせた土地利用の目標設定を行い、適切な管理、利用計画により誘導・整備して保全していく。

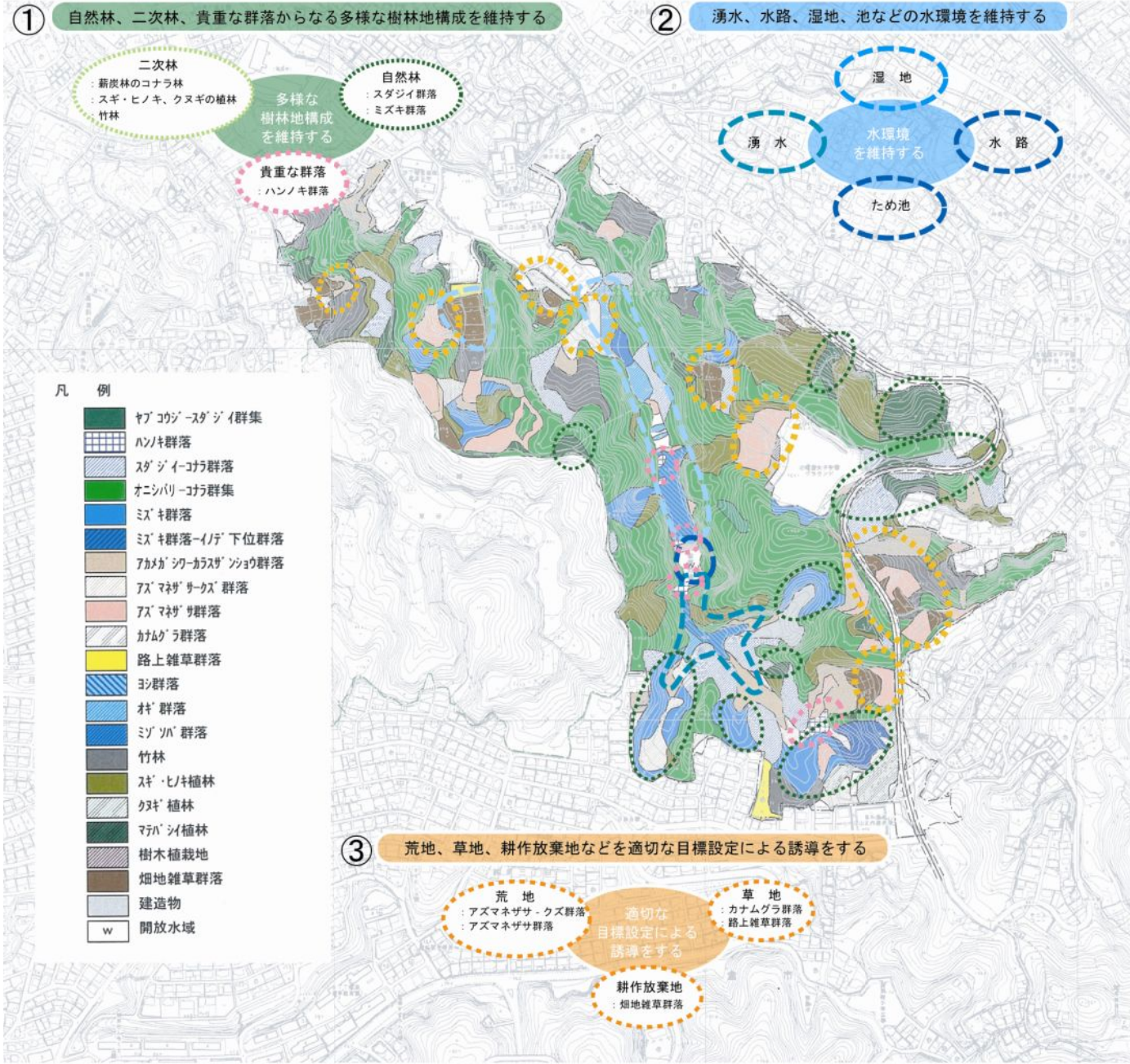


図 5－2 自然環境の保全方針図

2) 市民利用のための活用方針

台峯緑地は自然環境の保全を前提に、自然を守る活動、自然に親しむ活動、自然に学ぶ活動の場としていくことが求められているため、これらの活動によって自然を損なうことのないよう立ち入りの範囲、一度に立ち入る人数、活動内容を適切に設定し、基本的に新たに手を入れることによって自然を傷めたり、改変することを最小限に止めることが重要である。

① 線と点での利用に限定して活用する

台峯緑地では現在、尾根道と谷戸部のかつては農道であった通路を歩いて自然と触れ合う散策が行われている。また点での利用がされている場所として畑地があるが、アプローチは尾根道からとなっており、基本的には現在の台峯緑地と人間の接し方はこれらの道を利用した線的なものに限定され、自然景観を楽しむという最小のものとなっている。

これからの台峯緑地の利用についても、樹林の管理や、耕作地の継承や草地を利用した小広場など自然環境の荒れた場所の利用など一部を除き、この利用者の自然との線的なものに限定した接し方を継承し、整備内容も、線的な利用動線整備に必要で、利用空間に限定した整備に止めることで、利用と整備による自然への影響を最小限としていく。

② 立ち入り制限などの利用制限空間を設定して活用する

台峯緑地では、先に挙げたように水環境が台峯緑地の自然の形成において重要な役割を持っており、市民利用のための整備においてもその保全が重要課題となる。前項で線的な利用に限定した整備とする方針を示したが、動線設定において、自然を保護する必要がある場所については動線を遠ざけることで、また貴重な景観を楽しみたい場所であっても近づくことの許される範囲などを限定することにより、騒音や踏み荒しなどによって動植物の生育環境を悪化させないような施設・空間整備行っていく。

③ 活用のための利便施設、管理施設の導入は最小限に止める

台峯緑地の自然を保全していくためには、維持管理のための管理棟や用具等の倉庫、ヤード、維持管理車両の進入路などが必要になる。また市民利用のためには散策路の整備だけでなく、トイレ、休憩スペース、駐車・駐輪場、案内板や説明板、市民活動のための用具倉庫、ヤード等が必要になる。

台峯緑地の利用形態は、基本的に線的な利用ルートに限定された自然とのふれあい、観察などの学習であること、また隣接する鎌倉中央公園に管理施設があり、植物園などの学習施設、駐車・駐輪場が整備されていることから、基本的には散策路以外の整備は最小限とすることができることから、鎌倉中央公園との連携、共用を考慮し自然を傷めない場所、範囲での最小限の管理・市民利用施設の導入にとどめる。

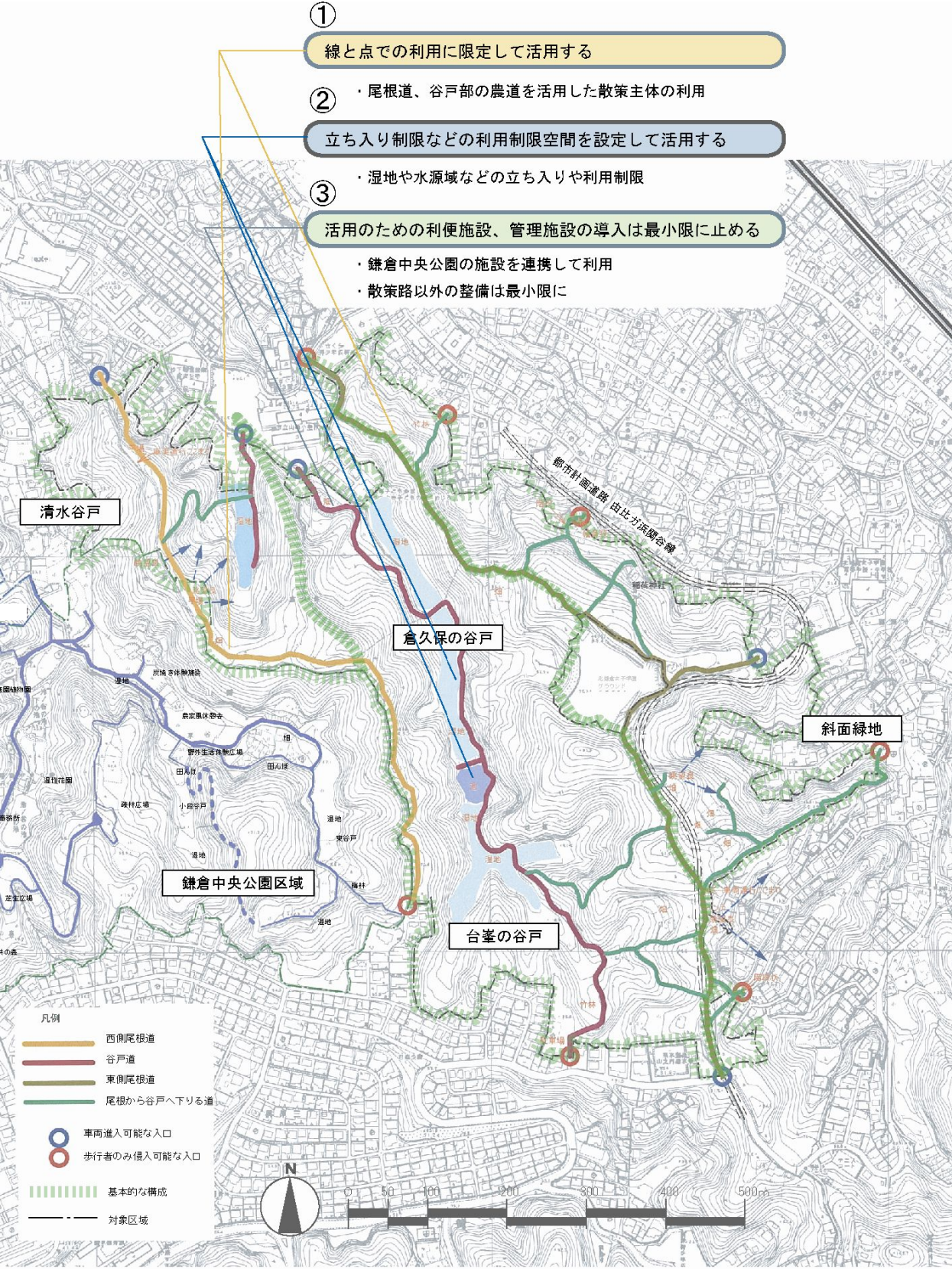


図5-3 市民利用のための活用方針図